

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根拠条文	備 考
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（森林づくり推進課 鳥獣対策室） 1（6）	鳥獣保護区内の特別保護地区 （法 29）	国指定 環境大臣	許 可 環境省 中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	（行為の制限） 1 建築物その他工作物を新築、改築、増築 2 水面の埋立て又は干拓 3 木竹の伐採	法 29⑦、令 2 （適用除外） 法 29⑦ ただし書 則 38 県則 3	
		県指定 知 事	許 可 地域振興局 （林務課） ↓ 鳥獣対策室	（行為の制限） 同 上 （許可の範囲） 2以上の地域振興局の管轄区域に係るもの		
		県指定 地域振興局長 （委 任）	許 可 地域振興局 （林務課）	（行為の制限） 同 上 （許可の範囲） 知事許可の範囲以外全部		
長野県ゴルフ場開発事業に関する指導要綱 1（7）	全 域		禁 止	（行為の禁止） ゴルフ場開発は、次の基準内であること。 1 市町村内の標高 1,600m 未満の森林面積の 2%以下であること。 2 県全体の標高 1,600m 未満の森林面積の 2%以下であること。	要綱 4	
1（8） 長野県水環境保全条例 （水大気環境課）	水道水源保全地区 （条 11）	知 事	事前協議 市 町 村 ↓ 地域振興局 （環境課） ↓ 水大気環境課	（行為の制限） 1 ゴルフ場の建設 2 廃棄物の最終処分場の設置 3 土石類の採取その他土地の形質変更で変更に係る土地の面積が規則で定める規模（面積 1ha）を超えるもの	条 12① 県則 4 （適用除外） 条 12④ 県則 5	